

第3章 都道府県公害審査会等における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、平成23年度末までに審査会等に係属した公害紛争事件は、1,313件である。これらのうち、終結しているのは、1,278件である（表1-3-1）。

平成23年度に審査会等が受け付けた事件は36件であり、これらに前年度から繰り越された33件を加えた計69件が23年度に係属した。このうち、34件が23年度中に終結し、残り35件は24年度に繰り越された（23年度に係属した69件の概要については付録2（131ページ参照））。

第1節 公害紛争の申請状況

1 申請の件数

(1) 手続別件数

公害に係る紛争を解決するため、審査会等が行う手続には、あっせん、調停及び仲裁（審査会等においては、裁定は行えない。）並びに調停等で定められた義務の履行に関する勧告を行う義務履行勧告があるが、これまで審査会等が受け付けた事件の9割以上が調停事件となっている。また、平成23年度に受け付けた36件は、すべて調停事件である（表1-3-1）。

(2) 都道府県別受付件数

平成23年度に受け付けた36件について都道府県別に見ると、千葉県が6件、東京都、神奈川県及び京都府が各3件、新潟県、大阪府、兵庫県、島根県及び沖縄県が各2件、北海道、栃木県、埼玉県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、広島県、福岡県、長崎県及び熊本県が各1件であり、20都道府県において事件を受け付けている。

なお、平成23年度末までに審査会等に係属した事件について都道府県別に見ると、東京都の202件が最も多く、次いで大阪府が192件、愛知県が82件、千葉県が75件などになっており、一般に大都市地域において多くなっている（表1-3-2）。

2 申請の内容

(1) 公害の種類

平成23年度に受け付けた調停事件36件について、環境基本法第2条第3項に定める公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類の公害。以下「典型7公害」という。）の種類別に見ると、騒音に関するものが27件、大気汚染及び振動に関するものが各8件、悪臭に関するものが5件、土壌汚染に関するものが4件、水質汚濁に関するものが2件、地盤沈下に関するものが1件となっている（重複集計）。

平成23年度末までに審査会等に係属した事件について、申請人から主張されている典型7公害の種類の数を見ると、この10年間は、1件当たり1.5から2.2種類で推移している（表1-3-3）。

また、近年、日照障害、眺望障害、土砂崩壊、交通環境悪化等典型 7 公害以外の生活環境を悪化させる要因を含めた紛争の一体的、総合的な解決を求める事件もみられる。

(2) 被害の態様

平成23年度に受け付けた調停事件36件について、申請人が個人であるか法人であるかを見ると、個人が29件、法人が7件となっている。また、個人が申請人となっているものについて、その人数別に見ると、10人未満のものが24件、10人以上100人未満のものが3件、100人以上のものが2件となっている（表1-3-4）。

次に、申請の内容を被害の種類別に見ると、健康被害を訴えるものが28件、感覚的・心理的被害を訴えるものが24件、財産被害を訴えるものが8件となっている（重複集計）（表1-3-5）。

なお、審査会等に係属した事件は、既に発生した被害に対する措置・救済等を求めるものと、将来発生するおそれのある被害の未然防止を求めるもの（おそれ公害事件）とに分けられるが、平成23年度に受け付けた調停事件36件のうち、6件がおそれ公害事件となっている（表1-3-6）。

(3) 発生源の態様

平成23年度に受け付けた調停事件36件について、発生源側の当事者を見ると、民間企業のみが当事者となっているものが20件、国、地方公共団体、公団等のみが当事者となっているものが8件、両者が当事者となっているものが2件、その他が6件となっている（表1-3-7）。

次に、平成23年度に受け付けた調停事件36件について、加害行為とされる主な事業活動の種類を見ると、製造・加工関係が7件、交通・運輸関係（道路建設に係るものを含む。）が各4件、建築・土木関係が3件、廃棄物・下水等処理関係及び畜産関係が各2件、その他が18件となっている。

こうした現状を、制度発足当時の製造・加工関係が全体の約半数を占めていた状況と比較すると、近年では被害の発生源の変化・多様化の傾向が見られる（表1-3-8）。

(4) 請求事項

平成23年度に受け付けた調停事件36件について、申請人の請求事項を見ると、発生源対策を求めるものが23件、金銭支払及び発生源対策を求めるものが8件、金銭支払を求めるものが5件となっている。

このうち、発生源対策を求めるものについて、その内容を見ると、施設・作業方法の改善を求めるものが26件、道路等の建設（計画）の差止めを求めるものが4件、操業停止・移転を求めるものが1件となっている。

従前から、申請人が発生源対策を求める事件の割合は高く、平成23年度末までに審査会等に係属した事件全体の8割以上を占めている（表1-3-9）。

表 1－3－1 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	受 付 件 数					終 結 件 数					年 度 末 係属件数
	合計	あっ せん	調停	仲裁	義務履 行勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和											
45・46	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成 元	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
20	37	0	36	0	1	39	15	17	7	0	45
21	42	0	42	0	0	48	23	16	9	0	39
22	29	0	29	0	0	35	8	23	3	1	33
23	36	0	36	0	0	34	13	18	3	0	35
計	1, 313	36	1, 259	4	14	1, 278	545	557	147	29	

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

2 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。

3 昭和56年度受付件数欄のあっせん1件は、職権によるあっせんである。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 1－3－2 都道府県公害審査会等に係属した事件の都道府県別件数

(単位：件)

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道	17	東京都	202	滋賀県	30	香川県	10
青森県	6	神奈川県	64	京都府	45	愛媛県	5
岩手県	4	新潟県	11	大阪府	192	高知県	14
宮城県	17	富山県	8	兵庫県	43	福岡県	18
秋田県	9	石川県	11	奈良県	22	佐賀県	4
山形県	6	福井県	7	和歌山県	18	長崎県	12
福島県	6	山梨県	5	鳥取県	7	熊本県	30
茨城県	8	長野県	33	島根県	12	大分県	5
栃木県	13	岐阜県	14	岡山県	13	宮崎県	5
群馬県	29	静岡県	20	広島県	36	鹿児島県	7
埼玉県	63	愛知県	82	山口県	4	沖縄県	12
千葉県	75	三重県	56	徳島県	3	計	1,313

(注) 集計対象期間は、昭和45年11月1日～平成24年3月31日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 1－3－3 都道府県公害審査会等に係属した事件の公害の種類別受付件数
 (あっせん、調停、仲裁)
 (単位：件) (重複集計)

公害の 種類 年度	合計	公 害 の 種 類								1 件当 たりの 公害の 種類
		計〔重複 集計〕	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	
昭和										
45～47	50	81	18	15	3	20	17	1	7	1.6
48	30	49	6	5	1	18	15	2	2	1.6
49	24	52	13	2	0	18	14	2	3	2.2
50	21	32	5	3	2	12	7	2	1	1.5
51	22	35	3	4	0	16	10	0	2	1.6
52	25	48	8	2	2	17	14	1	4	1.9
53	22	48	12	2	1	18	9	1	5	2.2
54	22	50	13	0	0	18	18	0	1	2.3
55	27	43	9	3	0	19	9	1	2	1.6
56	19	27	4	2	0	10	4	3	4	1.4
57	15	24	6	0	0	13	1	0	4	1.6
58	26	48	7	4	3	16	8	0	10	1.8
59	20	31	6	2	0	15	6	1	1	1.6
60	29	60	12	2	0	25	14	1	6	2.1
61	23	46	5	2	0	20	7	0	12	2.0
62	28	53	12	1	1	22	11	3	3	1.9
63	26	43	8	2	0	19	10	2	2	1.7
平成元	36	65	16	12	0	19	11	3	4	1.8
2	57	118	30	25	5	27	18	8	5	2.1
3	43	90	23	18	0	24	11	4	10	2.1
4	51	117	29	21	13	24	19	3	8	2.3
5	44	86	19	13	6	29	8	2	9	2.0
6	30	59	11	5	3	20	14	1	5	2.0
7	39	79	12	13	5	23	16	3	7	2.0
8	42	107	22	14	8	28	17	2	16	2.5
9	50	124	29	14	9	34	25	3	10	2.5
10	39	95	23	17	9	18	13	0	15	2.4
11	25	58	13	10	5	15	6	0	9	2.3
12	30	58	12	3	3	20	8	1	11	1.9
13	30	52	8	2	0	23	10	1	8	1.7
14	30	67	18	3	2	19	15	1	9	2.2
15	33	61	10	6	4	24	9	2	6	1.8
16	40	73	8	5	8	28	15	0	9	1.8
17	36	71	12	8	7	25	12	3	4	2.0
18	30	62	9	6	5	20	15	1	6	2.1
19	42	62	5	4	7	28	5	3	10	1.5
20	36	70	7	6	10	24	11	2	10	1.9
21	42	84	11	5	6	35	16	4	7	2.0
22	29	44	0	3	1	23	10	1	6	1.5
23	36	55	8	2	4	27	8	1	5	1.5
計	1,299	2,527	482	266	133	853	466	69	258	1.9

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 1-3-4 都道府県公害審査会等に係属した事件の申請人数別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

申請人 年度	合計	個 人							法人
		小 計 (注)	1 人	2 ～ 9 人	10 ～ 49 人	50 ～ 99 人	100 ～ 999 人	1,000 人以上	
昭和									
45～47	50	44 (16)	9	15	9	0	9	2	6
48	30	28 (12)	13	10	1	2	2	0	2
49	24	24 (1)	4	10	7	1	1	1	0
50	21	21 (5)	4	11	2	1	3	0	0
51	22	20 (2)	5	9	4	2	0	0	2
52	25	24 (5)	8	11	2	0	3	0	1
53	22	20 (0)	6	5	5	1	3	0	2
54	22	22 (1)	9	5	1	0	4	3	0
55	27	24 (1)	8	6	4	0	4	2	3
56	19	19 (3)	5	10	3	0	1	0	0
57	15	15 (2)	4	7	2	1	1	0	0
58	26	26 (0)	6	6	8	2	4	0	0
59	20	19 (2)	4	8	4	2	1	0	1
60	29	28 (2)	9	7	7	1	2	2	1
61	23	20 (1)	1	15	3	1	0	0	3
62	28	28 (1)	8	9	5	3	3	0	0
63	26	25 (0)	6	11	4	0	3	1	1
平成元	36	35 (0)	5	9	9	3	8	1	1
2	57	57 (0)	9	14	15	7	11	1	0
3	43	42 (0)	6	19	5	2	8	2	1
4	51	50 (0)	11	20	6	3	7	3	1
5	44	43 (1)	10	17	9	1	5	1	1
6	30	30 (0)	7	10	6	1	5	1	0
7	39	36 (2)	11	16	4	1	4	0	3
8	42	41 (0)	10	16	9	3	3	0	1
9	50	46 (3)	9	16	15	2	3	1	4
10	39	38 (1)	9	9	5	1	11	3	1
11	25	22 (2)	5	9	3	1	3	1	3
12	30	25 (3)	11	9	3	1	1	0	5
13	30	28 (2)	10	11	4	0	2	1	2
14	30	27 (2)	6	8	2	4	3	4	3
15	33	31 (2)	12	11	3	1	2	2	2
16	40	36 (2)	18	11	5	0	1	1	4
17	36	31 (2)	12	9	3	2	5	0	5
18	30	27 (0)	14	6	3	1	3	0	3
19	42	33 (1)	15	11	5	0	2	0	9
20	36	33 (2)	12	11	7	1	2	0	3
21	42	38 (2)	20	10	6	2	0	0	4
22	29	28 (1)	16	11	1	0	0	0	1
23	36	29 (0)	15	9	1	2	2	0	7
計	1,299	1,213 (82)	362	427	200	56	135	33	86

(注) 1 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

2 ()内の数字は、農民、漁民、商店主等の事業者が、その事業活動について受けたとする被害に関する件数で、内数である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 1－3－5 都道府県公害審査会等に係属した事件の被害の種類別受付件数

(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件) (重複集計)

被害の種類 年度	件数	被害の種類						
		計 〔重複 集計〕	健康	財産	動物	植物	感覚的・ 心理的	不明
昭和								
45～47	50	79	14	28	12	9	15	1
48	30	39	3	14	4	2	16	0
49	24	29	19	4	0	3	3	0
50	21	24	11	4	1	5	3	0
51	22	27	3	8	0	2	14	0
52	25	34	12	7	1	3	11	0
53	22	28	9	6	1	0	12	0
54	22	28	9	8	0	0	11	0
55	27	37	9	10	0	0	18	0
56	19	23	4	9	0	0	10	0
57	15	18	1	5	0	1	11	0
58	26	33	1	7	0	0	25	0
59	20	26	2	8	0	0	16	0
60	29	40	8	14	0	0	18	0
61	23	30	3	8	0	0	19	0
62	28	33	1	5	0	0	27	0
63	26	35	4	10	0	0	21	0
平成元	36	40	0	5	0	0	35	0
2	57	65	2	8	0	0	55	0
3	43	47	7	9	0	1	30	0
4	51	64	7	11	0	0	46	0
5	44	47	5	7	0	0	35	0
6	30	37	14	3	0	0	20	0
7	39	55	19	11	1	1	23	0
8	42	60	18	7	2	0	31	2
9	50	74	27	14	0	0	33	0
10	39	71	27	11	4	5	24	0
11	25	40	15	6	1	2	16	0
12	30	47	19	12	0	2	14	0
13	30	56	20	8	0	0	26	2
14	30	67	25	12	1	1	28	0
15	33	61	17	12	1	0	31	0
16	40	68	21	11	1	3	32	0
17	36	61	21	8	3	1	28	0
18	30	48	15	10	0	0	23	0
19	42	66	24	11	0	2	29	0
20	36	50	19	8	0	0	23	0
21	42	62	14	10	1	1	36	0
22	29	46	18	8	2	0	18	0
23	36	60	28	8	0	0	24	0
計	1,299	1,855	495	365	36	44	910	5

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 1－3－6 都道府県公害審査会等に係属したおそれ公害事件の受付件数（調停）

（単位：件）

種別 年度	合 計	おそれ事件	おそれ事件 以外の事件	おそれ事件 の割合(%)
昭和				
45・46	17	1	16	5.9
47	20	2	18	10.0
48	23	0	23	0.0
49	19	1	18	5.3
50	18	5	13	27.8
51	19	4	15	21.1
52	24	4	20	16.7
53	20	7	13	35.0
54	21	11	10	52.4
55	27	5	22	18.5
56	18	2	16	11.1
57	15	3	12	20.0
58	26	10	16	38.5
59	19	7	12	36.8
60	29	8	21	27.6
61	23	10	13	43.5
62	28	7	21	25.0
63	25	10	15	40.0
平成元	36	7	29	19.4
2	57	36	21	63.2
3	43	28	15	65.1
4	51	20	31	39.2
5	44	14	30	31.8
6	30	12	18	40.0
7	39	18	21	46.2
8	42	15	27	35.7
9	49	12	37	24.5
10	38	14	24	36.8
11	25	5	20	20.0
12	30	6	24	20.0
13	30	5	25	16.7
14	30	10	20	33.3
15	33	8	25	24.2
16	40	13	27	32.5
17	36	14	22	38.9
18	30	5	25	16.7
19	42	8	34	19.0
20	36	13	23	36.1
21	42	14	28	33.3
22	29	4	25	13.8
23	36	6	30	16.7
計	1,259	384	875	30.5

（注） 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。

（資料） 公害等調整委員会事務局

表 1－3－7 都道府県公害審査会等に係属した事件の発生源側の当事者別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)
(単位：件)

発生源 年度	合 計	民 間 企 業	国、地方公共団 体、公 団 等	民間企業と国、地 方公共団体、公団 等	そ の 他
昭和					
45～47	50	36	13	1	0
48	30	27	2	0	1
49	24	19	5	0	0
50	21	16	5	0	0
51	22	15	4	2	1
52	25	18	6	1	0
53	22	14	7	0	1
54	22	14	8	0	0
55	27	16	10	0	1
56	19	12	6	0	1
57	15	11	1	0	3
58	26	12	10	1	3
59	20	12	5	2	1
60	29	20	6	1	2
61	23	17	1	4	1
62	28	17	4	3	4
63	26	13	9	1	3
平成元	36	21	9	5	1
2	57	24	16	14	3
3	43	27	7	5	4
4	51	35	5	9	2
5	44	29	8	3	4
6	30	15	9	0	6
7	39	18	9	5	7
8	42	17	17	4	4
9	50	17	23	4	6
10	39	15	13	8	3
11	25	15	3	3	4
12	30	19	6	2	3
13	30	18	5	2	5
14	30	18	7	3	2
15	33	15	9	5	4
16	40	21	8	5	6
17	36	18	11	3	4
18	30	23	1	4	2
19	42	28	4	6	4
20	36	24	2	2	8
21	42	25	5	2	10
22	29	21	5	0	3
23	36	20	8	2	6
計	1,299	772	292	112	123

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 1－3－8 都道府県公害審査会等に係属した事件の加害行為とされる主な事業活動の種類別受付件数(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

事業活動 の種類 年度	合 計	製造・ 加 工	建築・ 土 木	廃棄物 ・下水 等処理	交通・ 運 輸	畜 産	製錬・ 採 石	その他
昭和								
45～47	50	25	11	0	6	2	2	4
48	30	18	5	0	1	1	1	4
49	24	15	5	0	2	0	1	1
50	21	5	9	0	2	1	2	2
51	22	9	7	1	3	0	0	2
52	25	10	9	0	1	0	2	3
53	22	5	8	2	1	0	1	5
54	22	8	4	1	8	0	0	1
55	27	9	5	3	5	0	0	5
56	19	5	8	0	0	1	0	5
57	15	7	3	0	0	0	1	4
58	26	7	6	4	0	4	0	5
59	20	7	3	2	5	0	0	3
60	29	9	7	1	1	1	0	10
61	23	8	1	0	3	0	0	11
62	28	6	2	2	8	1	0	9
63	26	2	5	4	5	0	0	10
平成元	36	7	4	5	5	1	1	13
2	57	5	7	0	13	1	1	30
3	43	6	2	4	7	0	1	23
4	51	10	1	7	7	1	2	23
5	44	10	1	9	2	1	0	21
6	30	7	4	7	2	1	0	9
7	39	6	5	10	2	0	0	16
8	42	7	4	13	5	0	1	12
9	50	6	4	11	12	2	2	13
10	39	4	3	22	5	0	2	3
11	25	5	0	7	4	1	0	8
12	30	11	1	7	4	0	0	7
13	30	12	0	0	7	1	0	10
14	30	12	1	4	6	1	1	5
15	33	9	3	4	7	3	0	7
16	40	14	8	1	6	0	0	11
17	36	6	3	9	7	1	1	9
18	30	14	0	3	9	0	0	4
19	42	16	4	4	6	1	1	10
20	36	7	7	1	2	2	1	16
21	42	8	7	4	7	2	0	14
22	29	6	1	1	6	2	0	13
23	36	7	3	2	4	2	0	18
計	1,299	350	171	155	186	34	24	379

(注) 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 1－3－9 都道府県公害審査会等に係属した事件の請求事項別受付件数

(あっせん、調停)

(単位：件)

請求 事項 年度	合計	金銭 支払	金銭支 払及び 発生源 対 策 ①	発生源 対 策 ②	その他 (注)	発生源対策の主な請求内容別件数					
						合 計 ①＋②	操業停 止・移 転	操業停 止・移 転及び 施設・ 作業方 法の改 善	施設・ 作業方 法の改 善	道路等 の建設 (計画) の差止 め	その他
昭和											
45～47	48	27	12	9	0	21	7	5	7	2	0
48	29	12	6	10	1	16	6	2	8	0	0
49	23	6	7	9	1	16	7	2	6	1	0
50	21	8	4	8	1	12	2	1	7	2	0
51	22	5	6	11	0	17	5	3	6	3	0
52	25	5	7	13	0	20	5	1	11	3	0
53	22	0	9	13	0	22	2	1	12	7	0
54	22	2	4	15	1	19	0	2	8	9	0
55	27	4	6	15	2	21	4	5	7	5	0
56	19	6	2	8	3	10	3	1	4	1	1
57	15	1	4	10	0	14	3	3	7	1	0
58	26	1	4	20	1	24	4	1	10	9	0
59	20	3	5	11	1	16	1	2	8	0	5
60	29	2	6	21	0	27	2	3	14	1	7
61	23	0	6	16	1	22	4	3	5	3	7
62	28	0	7	21	0	28	0	5	6	3	14
63	26	4	7	15	0	22	1	1	4	6	10
平成元	36	0	6	29	1	35	2	0	9	13	11
2	57	1	8	47	1	55	3	2	7	28	15
3	43	2	7	33	1	40	1	5	14	12	8
4	51	4	8	37	2	45	3	4	19	13	6
5	44	2	11	30	1	41	0	10	28	2	1
6	30	1	6	23	0	29	1	7	15	4	2
7	39	1	7	30	1	37	5	4	17	7	4
8	42	1	6	31	4	37	3	7	14	12	1
9	50	3	10	34	3	44	1	9	17	15	2
10	39	4	9	26	0	35	4	1	15	14	1
11	25	0	7	14	4	21	2	1	15	3	0
12	30	1	6	17	6	23	1	2	13	4	3
13	30	0	11	18	1	29	3	3	18	4	1
14	30	0	5	25	0	30	1	2	15	9	3
15	33	2	8	22	1	30	3	1	22	3	1
16	40	0	11	27	2	38	2	3	22	9	2
17	36	3	7	25	1	32	3	2	20	5	2
18	30	2	6	21	1	27	3	0	20	2	2
19	42	5	11	26	0	37	5	3	23	1	5
20	36	5	6	19	6	25	2	8	9	4	2
21	42	1	9	31	1	40	3	7	21	6	3
22	29	0	8	19	2	27	3	6	16	2	0
23	36	5	8	23	0	31	1	0	26	4	0
計	1,295	129	283	832	51	1,115	111	128	525	232	119

(注)1 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」等である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

第2節 公害紛争の処理状況

1 処理状況

(1) 終結区分別件数

平成23年度中に審査会等において終結した34件（すべて調停事件）について、その終結区分を見ると、調停が成立したものが13件、調停を打ち切ったものが18件、申請を取り下げたものが3件となっている（表1-3-1）。

(2) 合意の内容

平成23年度中に成立した調停事件13件について、どのような内容で合意したかを見ると、発生源対策を行うことで合意したものが10件、金銭を支払うことで合意したものが1件、金銭支払及び発生源対策を行うことで合意したものが1件、その他が1件である。

また、発生源対策を行うことで合意したものの内訳を見ると、施設・作業方法の改善及び計画の変更が7件、操業停止・移転が3件、操業停止・移転及び施設・作業方法の改善が1件となっている（表1-3-10）。

(3) 処理に要した期間

平成23年度中に終結した34件について、申請受付から終結までの期間を見ると、3か月以内に終結したものが4件、3か月を超え6か月以内に終結したものが6件、6か月を超え1年以内に終結したものが11件、1年を超え1年6か月以内に終結したものが7件、1年6か月を超え2年以内に終結したものが3件、2年を超えているものが3件となっており、9割以上が2年以内に終結している。

なお、制度発足以来の全事件の平均処理期間は、15.6か月となっている（表1-3-11）。

(4) 期日の開催回数

平成23年度中に終結した調停事件34件について、申請受付から終結までの間に開催された期日の回数を見ると、4回以下のものが16件、5回から10回のものが14件、11回以上のものが4件となっており、1事件当たり平均8.5回となっている。

平成23年度中に成立した調停事件13件について、期日の開催回数を見ると、4回以下のものが2件、5回から10回のものが10件、11回以上のものが1件となっており、1事件当たり平均6.1回となっている。

平成23年度中に打ち切りとなった調停事件18件について、期日の開催回数を見ると、4回以下のものが11件、5回から10回のものが4件、11回以上のものが3件となっており、1事件当たり平均11.4回となっている（表1-3-12）。

2 調停が成立した事件の例

平成23年度中に成立した調停事件13件のうち、発生源側である民間企業に対して、騒音の防止を求めた事件の2件について、一つのモデルケースとして以下に紹介することとする。

(1) 大阪府平成21年（調）第1号事件

（申請の概要）

大阪府所在の会社から、平成21年5月、大阪府公害審査会に対して、プレス加工を主要業務とする会社を相手方（被申請人）として以下の内容の調停申請がなされた。

（請求事項）

被申請人は、被申請人が営んでいる工場の騒音について、昼夜を問わず、いかなる状態においても、防音壁を設置するなどの対策をとること。

（申請の理由）

被申請人が操業する工場から、プレス機械等の激しい騒音及び振動を発生させたため、申請人会社の生産操業や事務処理に支障を来すとともに、社員の休息ができないなど日常生活が損なう侵害を受けている。

（合意の内容）

調停委員会は、申請受付以降、6回の調停期日の手続を進めた結果、平成23年4月、次の内容の合意が成立した。

- ① 申請人らは、被申請人らが、本件調停申立て後本日までの間に、大阪府所在の被申請人ら工場（以下、「本件工場」という。）東側壁の一部に、遮音シートを使用して防音壁を設置し、また、プレス機械類を本件工場の西側（申請人会社の反対側）に移動して、騒音、振動を減少させるべく努力したことを評価する。
- ② 被申請人らは、申請人らに対し、本件工場より発生する騒音、振動をさらに減少させるため、平成23年5月25日までに、被申請人らの費用において、本件工場東側壁について、仕様書（略）記載の防音壁を設置する。
- ③ 被申請人らにおいて前項の工事を完了した後は、申請人らは、被申請人らに対し、本件調停申立てから現在に至るまでの経緯及び現時点における事実関係を前提とした紛争（以下、「本件紛争」という。）の蒸し返しとなる申立て、申入れを行わず、また、苦情を申入れないことを約する。
- ④ 申請人ら及び被申請人らは、申請人らと被申請人らの間には、本件紛争に関し、この調停条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- ⑤ 調停費用は各自の負担とする。

(2) 山梨県平成22年（調）第2号事件

（申請の概要）

山梨県の住民から、平成22年11月、山梨県に対して、テニススクールを開設した者を相手方（被申請人）として、以下の内容の調停申請がなされた。

（請求事項）

被申請人は、被申請人が経営している屋内テニス場から発生する生徒のかけ声やボールの打球音等による騒音を軽減するため、防音措置等を講ずること。

（申請の理由）

被申請人が経営している屋内テニス場から発生する生徒のかけ声やボールの打球音等による騒音のため、長期間にわたり、肉体的及び精神的苦痛を受けている。

（合意の内容）

調停委員会は、申請受付以降、現地調査及び6回の調停期日の手続を進めた結果、平成23年7月、次の内容の合意が成立した。

- ① 被申請人は、申請人らに対し、山梨県の室内テニス練習場（以下「本件物件」という）において発生する騒音の低減のため、以下のとおりの対策を講じるものとする。
 - (ア) 被申請人は、テニススクールレッスンを行う時間帯は、本件物件の窓のうち、申請人ら自宅側に面している壁の全ての窓（以下「当該窓」という）及び当該窓に設置されているカーテンを全て閉めることとする。
 - (イ) ただし、(ア)にかかわらず、夏期（毎年7月20日から9月20日まで）については、本件物件内での熱中症などの事故発生防止のため、被申請人は、必要に応じ、例外として次のとおり当該窓を開けることも可能とする。
 - (i) 午前9時から午後7時までは、上段、下段の両端からそれぞれ3箇所
 - (ii) 午後7時から午後9時30分までは、上段は両端から3箇所、下段は両端から2箇所
 - (iii) 午後9時30分から午後11時までは、下段の両端から2箇所
 - (ウ) 被申請人は、テニススクールレッスン中及びレッスン前後においても、本件物件を利用するに際し、打球音、話し声その他の騒音により、申請人らに与える影響について留意し、コートの使用方法などについて工夫し、騒音を低減するよう努力する。

また、(イ)のとおり窓を開放してテニススクールレッスンを行うに際しては、申請人らに与える騒音が大きくなることに留意してレッスンを行うよう努力する。
- ② 被申請人は、従業員及び業務のための本件物件を使用する者に対し、上記1の措置を周知徹底する。
- ③ 被申請人は、申請人らに対し、テニススクールレッスンのスケジュールを、あらかじめ告知する。

また、被申請人は、告知したテニススクールレッスンのスケジュールに変更（休日の営業や営業時間の延長）が生じる場合には、あらかじめ申請人らに連絡する。
- ④ 申請人らは、被申請人に対し、上記①から③の措置が不十分である場合を含め、騒音等について何らかの申し入れをするに際しては、被申請人または従業員に対して行うこととし、被申請人の営業を妨げないよう留意する。

また、被申請人は、申請人らからの申し入れに対しては誠実に対応する。
- ⑤ 本件調停成立後、本調停条項に関し、新たな要望等がある場合は、当事者間で話し合いの場を設けることとし、当事者間での話し合いがまとまらない場合は、調停等を行うこととする。
- ⑥ 申請人らと被申請人は、良好な相隣関係の形成に努めるものとする。
- ⑦ 本件調停に要した費用は当事者各自の負担とする。

表 1－3－10 都道府県公害審査会等に係属した事件の合意事項別成立件数

(あっせん、調停)

(単位：件)

合意事項 年度	合 計	金銭支払	金銭支払及び 発生源 対 策 ①	発生源 対 策 ②	その他 (注)	発生源対策の合意内容別件数			
						合 計 ①+②	操業停 止・移転	操業停 止・移 転及び 施設・ 作業方 法の改 善	施設・ 作業方 法の改 善及び 計画の 変 更
昭和									
45～47	18	7	4	7	0	11	2	2	7
48	19	11	3	5	0	8	1	2	5
49	22	9	1	9	3	10	2	2	6
50	9	5	3	1	0	4	1	0	3
51	12	3	3	6	0	9	1	2	6
52	12	4	2	6	0	8	1	1	6
53	11	1	1	8	1	9	3	0	6
54	12	1	3	8	0	11	1	0	10
55	13	2	2	8	1	10	1	0	9
56	4	1	0	3	0	3	1	0	2
57	13	5	0	8	0	8	2	0	6
58	12	0	0	12	0	12	0	1	11
59	14	2	4	8	0	12	4	0	8
60	11	1	0	10	0	10	0	1	9
61	18	0	4	14	0	18	3	7	8
62	15	0	3	12	0	15	2	0	13
63	11	1	0	10	0	10	0	2	8
平成元	13	3	2	8	0	10	1	1	8
2	9	2	0	7	0	7	0	0	7
3	15	0	1	14	0	15	0	2	13
4	7	0	2	5	0	7	1	1	5
5	24	5	7	12	0	19	1	3	15
6	16	0	1	15	0	16	0	2	14
7	16	0	0	14	2	14	2	0	12
8	9	0	1	6	2	7	0	3	4
9	14	1	1	12	0	13	1	2	10
10	22	4	0	7	11	7	0	0	7
11	10	0	0	10	0	10	2	0	8
12	13	1	2	7	3	9	0	2	7
13	9	0	3	5	1	8	1	0	7
14	15	2	3	10	0	13	4	0	9
15	15	0	2	13	0	15	0	0	15
16	18	0	2	16	0	18	0	0	18
17	11	0	3	8	0	11	4	0	7
18	13	2	0	11	0	11	1	0	10
19	11	0	2	9	0	11	1	0	10
20	15	4	2	9	0	11	0	0	11
21	23	4	1	10	8	11	2	1	8
22	8	0	2	6	0	8	0	1	7
23	13	1	1	10	1	11	3	1	7
計	545	82	71	359	33	430	49	39	342

(注) 1 昭和45～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」、「公害防止協定締結」等である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 1－3－11 都道府県公害審査会等に係属した事件の処理期間別終結件数

(単位：件)

処理 期間 年度	合 計	3 か 月 以 内	3 か月超 6 か月 以 内	6 か月超 1 年 以 内	1 年 超 1 年 6 か 月 以 内	1 年 6 か 月 超 2 年 以 内	2 年 を 超 え る	平 均 処 理 期 間
								か月
昭和								
45～47	29	10	8	6	4	1	0	6.7
48	28	4	5	14	5	0	0	7.5
49	27	2	3	11	9	2	0	8.4
50	22	6	4	8	3	1	0	8.3
51	21	5	5	8	1	2	0	8.3
52	15	2	4	6	2	1	0	8.2
53	21	3	5	6	6	0	1	10.4
54	24	4	4	3	4	4	5	16.3
55	22	2	2	10	2	1	5	14.8
56	21	2	3	6	4	1	5	14.9
57	23	0	8	6	3	2	4	15.1
58	19	3	4	4	2	1	5	18.7
59	24	2	5	7	4	2	4	15.0
60	21	2	5	5	2	2	5	14.1
61	26	2	4	9	5	1	5	16.4
62	28	2	5	12	4	1	4	12.6
63	22	0	3	11	2	2	4	16.2
平成元	25	0	3	11	7	2	2	13.4
2	40	5	3	10	12	4	6	23.1
3	43	1	7	13	14	6	2	12.2
4	36	3	2	11	6	4	10	20.9
5	53	1	7	15	9	7	14	24.9
6	52	3	8	7	11	6	17	21.3
7	41	4	5	5	13	4	10	20.2
8	36	2	2	18	7	1	6	13.7
9	40	4	5	11	11	3	6	15.8
10	45	2	8	12	5	8	10	21.3
11	36	3	1	10	5	7	10	17.5
12	35	2	3	8	10	6	6	19.7
13	28	2	7	11	5	0	3	11.9
14	35	4	3	5	9	3	11	28.7
15	34	2	8	8	11	2	3	13.5
16	45	9	6	10	7	1	12	22.6
17	31	4	6	11	3	1	6	12.3
18	35	7	5	9	9	2	3	11.5
19	39	2	8	10	10	1	8	14.5
20	39	3	6	14	12	3	1	10.6
21	48	7	8	23	4	2	4	9.7
22	35	3	7	16	2	2	5	13.7
23	34	4	6	11	7	3	3	17.7
計	1,278	128	201	391	251	102	205	15.6

(注) 昭和45年度～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

(資料)公害等調整委員会事務局

表 1－3－12 平成 23 年度に都道府県公害審査会等に係属した事件の期日開催
回数別終結件数(調停)

(単位：件)

期日開催 回数 区分		0	1～2	3～4	5～6	7～8	9～10	11～	平均 (回)
終 結	34	1	11	4	10	4	0	4	8.5
成 立	13	0	1	1	7	3	0	1	6.1
打切り	18	0	9	2	3	1	0	3	11.4
取下げ	3	1	1	1	0	0	0	0	1.7

(資料)公害等調整委員会事務局